

遺留分＝相続人に認められるより実質的な持分 ～中小企業株式には例外あり！除外・固定合意とは？～



ご案内

相続に関して「自宅は同居している次女に相続させたい。自社株式は後継者である三男に相続させたい。」といったご意向は皆様それぞれにあると思います。ぜひ、遺言書・生前贈与・信託等を活用して皆様の意思に沿った相続が実現するように工夫をされてください。そして、その際に遺留分には十分にご注意ください。遺留分に配慮しておかなければ、希望通りの相続が実現できない可能性があります。

1 遺留分権利者・遺留分とは？

遺留分権利者

兄弟姉妹以外の法定相続人
(配偶者・子供・父母・孫)

父の相続で、相続人が子供3人の場合

法定相続分 1 / 3

遺留分 $1 / 3 \times 1 / 2 = 1 / 6$



遺言や生前贈与で（被相続人の意思で）
遺産の行き先が指定されていても、遺留分
までの財産は遺留分権利者に渡る可能性が
あります。

我が家の場合

私には自社株式1億円しか財産が
ありません・・・争族を恐れ、後
継者に全株式を生前贈与しました。



自社株式
1億円

しかし、長女・次女にもそれぞれ遺
留分 1 / 6 の1666万円は権利があると
聞いています。姉妹が後継者に遺留分
の減殺を求めてきたら大変です。

特に後継者が努力して自社株式の時
価が2億円になっていたら・・・遺留
分は2億円をベースに計算すると聞いて
います。理不尽だと感じています。

2 中小企業株式にだけ認められた例外！

①除外合意

「自社株式に関しては、遺留分計算の対
象外にする」という合意を親族間で取り
交わし経済産業省（都道府県）に確認、
家庭裁判所に許可をもらうことで、強制
力を付与してもらうことができます。

②固定合意

「自社株式に関しては、生前贈与後に時価
が上昇しても、生前贈与時の時価のまま遺
留分を計算する」という親族間の合意も同
様の方法で強制力を付与してもらえます。

3 遺留分の放棄・生命保険の活用

予定される相続人が、それぞれ家庭
裁判所に申立てをして遺留分を放棄す
る方法もあります。



一人ずつ個別に申立が必要。
家庭裁判所の許可・不許可
の判断が分かれる可能性も。

★生命保険等を使って・・・

将来の遺留分減殺請求に備えて、遺留分
相当額の生命保険に加入し、支払いにあて
るという方法もあります。

